

# 四街道市第3回農業委員会議事録

令和4年6月10日(金)

## 第3回農業委員会総会会議次第

日時： 令和4年 6月10日  
午後2時より

場所： 福祉センター3階 会議室1

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

9番 勝山高治委員

10番 石川博行委員

### 3. 議 題

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について
- 議案第3号 令和4年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 議案第6号 下限面積（別段面積）の設定について

- 協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 協議報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて
- 協議報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
3番 佐藤由美子	5番 林田静治
6番 井岡信夫	7番 小金井貞夫
8番 細野裕樹	9番 勝山高治
10番 石川博行	11番 佐藤慎一
12番 中村礼奈	13番 溝口貴久
14番 橋本豊	15番 三石浩

欠席委員（0名）議席順

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和4年度第3回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和4年6月10日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和4年度第3回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は9番勝山委員、10番石川委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、遊休土地の活用方法として、資材置き場を検討していたところ、安定的な需要が見込めたことから、3,995平方メートルの畑を資材置場として整備し貸出することを計画しました。申請地は平坦で間口が広く大型車両の出入りがしやすく、隣接は高速道路で環境的にも適していると考えたとのことです。

周辺への被害防除ですが、周辺に農地はなく西側隣地に既存の土止め鉄板が設置されており、南側に新設のコンクリートブロック2段を設置し、土砂、砂塵等の流出を防止します。

盛り土はせず、砕石舗装し転圧します。用水は使用せず、雨水排水は自然浸透とします。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては26ページ及び27ページの案内図をご覧ください。  
説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

この議案は、班長と地区担当が一緒のため、一括で佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。事務局の説明のとおりです。申請人自らがこの場所を整地し貸し出すもので、既に借主も決まっています。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 林田委員。

○林田委員 5番林田です。内容についてもう少し詳しく説明して欲しい。

○佐藤慎一委員 住宅用ユニットの一時置場として利用します。トラックで搬出入を行います。

○議 長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

申請人は、生前父が牧場等として使用してきた土地を相続しましたが、継ぐ者がおらず未利用状態となっていました。今回その一部の畑2, 781平方メートルに長屋住宅3棟を建設するものです。

周辺への被害防除ですが、ブロック、メッシュフェンスの設置により、土砂の流出、通風への影響を防除します。隣接農地所有者には、説明し了承を得ています。

用水は市営水道、雨水は浸透アスファルトで舗装するとともに、敷地内柵を設置し側溝放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理後側溝に放流します。

資金については、全て借入金により賄うこととし、融資申出者の融資証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。開発行為の許可申請は、申請済みです

位置につきましては、26ページ及び28ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第1号整理番号2項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

この議案も、班長と地区担当が一緒のため、一括で佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。事務局の説明のとおりですが補足いたします。長屋住宅の計画については問題ありませんが、一部の農地に砂利が敷いてあったため、撤去しないと総会に諮れないことを伝え写真のとおり撤去されました。また、一部の残地50平方メートル位の取り扱いについても、駐車場を予定しており来月での申請を予定しているとのことでした。

○**議長** 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、近隣地で中古車販売業等を営んでおり、業務拡大に伴い中古車両を保管している既存施設では容量が不足することから、経営効率を改善するため、広く利便性の良い土地が必要となり、2,975平方メートルの畑を車両置場として整備するものです。

当該地は既存施設に近く、平坦な成形地で車両置場に適していることから選定したとのことです。

周辺への被害防除ですが、既存擁壁及び安全鋼板を設置し土砂流出を防止します。隣接農地所有者には、その旨説明したとのことです。盛り土はせず、整地後に砕石舗装し転圧します。用水は使用せず、雨水排水は自然浸透とします。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、30ページ及び31ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号1項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。6月1日に第3班による事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては地区担当委員よりお願いします。

○議長 地区担当の溝口委員、説明をお願いします。

○溝口委員 13番溝口です。この件につきましては、中古車両置場に転用することなので問題はないと思います。

○議長 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。四街道市には、車両置場が非常に多くありますが、ずっと車両置場の状態が継続されているのか知りたい。

○事務局 土地利用計画どおり、半年間は誓約書に基づいて車両置場としての状態ではあるが、農地の扱いを離れた後は、車両置場として継続されるかどうかは分かりません。

○議 長 他に質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号2項を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、近隣地で中古車販売業等を営んでおり、業務効率向上のため、普通自動車専用の置場を確保することとし、521平方メートルの畑を車両置場として整備するものです。

当該地は既存施設に近く、管理その他の面で利便性が良いこと、他に距離、広さ、価格等の購入条件が合う土地が容易に見当たらないことから当該地を選定し、譲渡人と交渉し購入契約締結に至ったとのことです。

周辺への被害防除ですが、敷地内は盛り土をせず砂利敷きとします。周辺との境界は3面が道路でもう1面は本申請と合わせて購入する予定の宅地なので、転圧実施時に、境界付近は特に入念に転圧を行うことで土砂等の流出を防止します。

用水は使用せず、雨水は自然浸透とします。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、30ページ及び31ページの案内図をご覧ください。



説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。6月1日に第3班による事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては地区担当委員よりお願いします。

○議 長 地区担当の溝口委員、説明をお願いします。

○溝口委員 13番溝口です。この件につきましては、中古車両置場に転用することなので問題はないと思います。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号3項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号3項についてご説明いたします。

申請地は、栗山の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、自宅が手狭になったことから住み慣れた現在の生活圏で建設地を探していました。

申請地は、499平方メートルの畑で、現在の住まいと同一の生活圏で、住宅環境も良く最適な土地柄であることから、当該地に専用住宅を建設するものです。

上水は市営水道、雨水は浸透枳にて制御し、敷地内浸透します。汚水、雑排水は、浄化槽を設置し、処理後側溝に放流します。

周辺への被害防除ですが、建物周辺に空地を設けるとともに、ブロック等を設置します。

資金については、全てを自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。開発行為許可申請書が提出されています。

位置につきましては、32ページ及び33ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号3項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。この件も6月1日に事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 地区担当の井岡委員、説明をお願いします。

○**井岡委員** 6番井岡です。事務局と班長の説明のとおり専用住宅を建設するということです。

○**議長** 議案第2号整理番号3項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、議案第2号の整理番号4項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号4項についてご説明いたします。

申請地は、整理番号3項と同じ場所です。

譲受人も、整理番号3項と同一人物で、近接地で建設会社等を営んでおり、事務所敷地の有効活用のため、資材置場として利用できる近くの土地を探していました。

申請地は、103平方メートルの畑で、自宅を建設する予定の隣地であり、会社からも近く利便性の良い場所であったため、資材置場として整備するものです。

造成、埋立は、行いません。

用水は使用せず、雨水は敷地内浸透とします。

周辺への被害防除ですが、隣接農地はなく、囲いとほぼ平坦なため、土砂流出の懸念はありません。

資金については、土地代金は整理番号3項に含めて支払うため、発生しません。工事代金はかかりません。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、32ページ及び33ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号4項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。この件も6月1日に事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては地区担当委員よりお願いします。

○議 長 地区担当の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 6番井岡です。事務局と班長の説明のとおりです。資材置場には、縦3メートル横2.5メートルのコンテナを3つ置くそうです。

○議 長 議案第2号整理番号4項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 確認です。地番が同じですが、住宅と資材置場を一緒にせずに、わざわざ分けて申請ということですか。

○事務局 そうです。

○議 長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号4項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号5項から8項は関連しますので一括議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号5項、6項及び次ページの整理番号7項、8項については関連がありますので、一括してご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、東京都で不動産業等を営んでおり、申請地はJR四街道駅より北西約3キロメートルに位置し、住宅地に近接していることから、1,560平方メートルの畑に9棟の戸建専用住宅を建設するものです。

用排水ですが、水道は公営水道を使用し、雨水は雨水抑制施設にて処置後、汚水は各戸に設置する浄化槽により処理した後、U字溝に排水します。

周辺への被害防除ですが、外周にブロックを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

資金については、全てを自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。開発行為許可については申請しております。

位置につきましては、26ページ及び29ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号5項から8項につきまして、去る6月1日に第3班による事前調査会が行われております。

この議案は、班長と地区担当が一緒のため一括で、佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。この申請ですが、議案第1号の2番の方と申請者が一緒です。こちらも砂利を撤去しないと総会に諮れないと伝え撤去が行われています。また、この場所は水か溜まりやすく、今も水路に水が溢れている状態です。市の土木課と改善に向け協議を

してもらふことを約束して今回の申請となっています。隣接農地がありますが、説明し問題はないということです。

○議 長 議案第2号整理番号5項から8項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 8番細野です。この案件は、土地の大きさか全部同じですが、どういうことなのでしょう。

○事務局 すべて相続されたものです。

○議 長 他に質問はございませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号5項から8項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号5項から8項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

議案第3号 令和4年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

6ページをお開き下さい。

第3次農用地利用集積計画（案）です。今回は、新規1件となります。また、借受者は、1社です。

番号1につきましては、亀崎の畑4筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和7年6月30日となります。

7ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。  
内容は、記載のとおりです。  
説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。  
質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第3号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。  
農業委員会の適正な事務実施について、点検・評価及び活動計画等の策定を行うものとされており、制定にあたっては農地利用最適化推進委員の意見を聞くこととされており、議案作成に当たり、農地利用最適化推進委員に意見照会をしましたところ、意見はございませんでした。

前年度と同様、様式に変更はございません。内容につきまして、主なものをご説明致します。

それではまず1枚目、農業委員会の状況です。上段の「農業の概要」の表中、最上段の耕地面積の計は641ヘクタールです。前年は645ヘクタールでした。畑の農地転用が進んでいるものと考えます。なお、表中、農林業センサスに基づく数値は前回速報値のため、若干修正を加えています。

次ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化です。最上段の「1 現状及び課題」の表中、先ほどの耕地面積が管内の農地面積になります。これまでの集積面積は89.2ヘクタールです。前年は84.8ヘクタールでした。集積率は13.9パーセントです。前年は13.1%でした。分母にあたる管内の農地面積の減少と、新規実績分の増加などにより、集積率が増加しました。

2段目の「令和3年度の目標及び実績」の表中、集積目標①は94.2ヘクタールです。新規実績は7.5ヘクタールです。前年は6.7ヘクタールでした。達成状況は95.7パーセントです。前年は91.0パーセントでした。

「3及び4の目標の達成に向けた活動実績、活動に対する評価」では、担当地区の農業委員、

農地利用最適化推進委員は、荒廃させる前に耕作出来ない農業者の情報収集を行い、規模拡大を図りたい農家への利用集積を図っていますが、現状、農地転用の進行により集積の増加が困難である旨記載させて頂きました。

次ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。3年度は新規参入が1件ありました。山梨地区で新規就農を始めました。

「目標の達成に向けた活動の活動実績と、目標及び活動に対する評価」ですが、前年同様、市産業振興課、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる普及活動で新規参入を積極的に推進していく旨記載しました。

次ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。農地面積Aは765.0ヘクタールです。前年は771.0ヘクタールでした。遊休農地面積Bは53.0ヘクタールです。前年は54.0ヘクタールでした。割合は6.9パーセントです。前年は7.0パーセントで若干改善しております。

続きまして、解消目標は前年と同じ2.0ヘクタールで、解消実績は1.4ヘクタールです。達成状況は70.0パーセントでした。

「目標の達成に向けた活動」では、下段の活動実績の農地の利用意向調査の調査数は34筆です。調査面積は1.8ヘクタールです。

次ページをご覧ください。違反転用への適正な対応です。違反転用の面積は前年と変わらず2.6haです。こちらについては、近年あまり変わっておりません。

次ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。「農地法第3条に基づく許可事務」の件数は14件です。前年は13件でほぼ横ばい状況です。「農地転用に関する事務」の件数は41件です。前年は35件でした。

次ページをご覧ください。「農地所有適格法人からの報告への対応」は、前年同様2件です。下段の、賃借料情報の調査は60件です。農地の権利移動等の状況把握は55件です。農地台帳の整備対象農地面積は765.0ヘクタールです。

次ページをご覧ください。地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容ですが、3年度はありませんでした。実施状況の公表等ですが、市のホームページや全国農業会議所ホームページに掲載しております。以上です。

○議 長 議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第4号につきまして、承認する方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第4号につきましては承認いたします。

○**議長** 次に、議案第5号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 議案第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。農業委員会の状況ですが、このページは、先程の議案第5号と同じ内容です。

次ページをご覧ください。担い手への農地集積・集約化です。集積率は13.9パーセントです。前年より農地面積が減少し、集積面積が増加したため、集積率が増加しました。今年度の目標は集積面積94.2ヘクタールです。新規集積面積は年間5ヘクタールを目標としております。活動計画として市産業振興課と農業委員、農地利用最適化推進委員全員が情報の把握に努め、農地中間管理機構の活用を進めるとしてしております。

次は、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。現状は記載のとおりです。今年度も1経営団体を目標としています。

次ページをご覧ください。遊休農地に関する措置です。こちらについては、記載のとおりです。目標としては、解消面積を2ヘクタールとしております。

違反転用への対応ですが、従来と同じ様になっています。

令和4年度の目標及び達成に向けた活動計画は以上でございます。

○**議長** 議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第5号につきまして、承認する方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第5号につきましては承認いたします。

○**議長** 次に、議案第6号「下限面積(別段面積)の設定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

そこで今年度の下限面積(別段面積)について、以下のとおり提案いたします。

農地法施行規則第17条1項の適用については、別段の面積を設定せず、現行の面積50アールの変更は行わない。理由と致しましては、2020年農林業センサスで管内の販売農家で50アールまでの農家数を求めると4割に満たないためです。



また、農地法施行規則第17条第2項の適用については、別段の面積を設定せず、現行の面積50アールの変更は行わない。理由と致しまして、管内の耕作放棄地の割合は6.9%であり、農地の利用集積が進んでいるためと致しました。

下限面積要件につきましては、今までは50アール要件がありましたが、今年の4月で廃止が決まり、令和5年4月から施行の予定です。4月の研修会で農業会議の職員が言っていたとおりなのですが、施行期間のため今年は従前どおり設定を行いたいと思います。

○議長 議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。  
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第6号につきまして、承認する方の挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号につきましては承認いたします。

○議長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 20ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が自らの農地を、専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 21ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から23ページの整理番号6項までの6件です。いずれも市街化区域内の農地

の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受け、専用住宅、資材置場に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に協議報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 24ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて、許可申請書の取り下げがありましたので、報告いたします。

取り下げの理由につきましては、面積や計画の修正が必要になったためによるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に協議報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 25ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、許可申請書の取り下げがありましたので、報告いたします。

取り下げの理由につきましては、農家要件を満たしていないためによるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 協議報告第1号から第4号について、事務局から説明がありました。質問はございますか。

○**橋本委員** 農家要件というのは、何ですか？

○**議 長** 幾つかあります。農地面積が50a以上もその一つです。

○**事務局** こちらの案件は、農家住宅として申請が出ていました。譲受人が農家の要件を満たしていなかったため取下げになりました。

○**議 長** 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第4号は、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

#### 4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

(ありません)

○議 長 事務局から何かありますか。

(ありません)

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

7月の開催予定については、事前調査会が7月1日の金曜日に、第1班の委員にお願い致します。

また、総会が7月8日の金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は7月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

#### 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時58分

令和4年6月10日

農業委員会長

議事録署名委員

9番

10番